

庁議（令和3年4月19日）結果について

- 1 開催日 令和3年4月19日（月）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 学校教育部長、市民部長、都市整備部長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

- (1) （仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業実施方針及び要求水準書（案）の公表について

概要	<p>（仮称）平塚市学校給食センターの整備・運営事業については、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づく事業として実施することとしている。</p> <p>当該事業についての業務範囲や民間事業者の募集・選定に関する事項を記載した実施方針を、PFI法第5条に則りここで公表するとともに、民間事業者に対して要求する業務水準等を示した要求水準書（案）についても併せて公表を行うもの。</p> <p>なお、この公表に伴う今後の実施作業については、次の日程を予定している。</p> <p>4月21日（水）実施方針、要求水準書（案）の公表 4月28日（水）事業者向け説明会・現地見学会 5月11日（火）～13日（木）事業者との直接対話1回目の実施 5月21日（金）実施方針等に関する質問・意見の受付締切り 6月4日（金）実施方針等に関する質問・意見に対する回答 7月 特定事業（PFIにより実施する事業）の公表</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

- (1) 平塚市文化芸術振興計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	令和4年3月26日のひらしん平塚文化芸術ホールの開館を契機に、平成22年3月に策定し、平成29年3月としていた平塚市文化振興指針の
----	---

	<p>期限を令和4年3月まで延長し、新たに、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画を策定します。</p> <p>この度、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ中期的視点で着実に推進するために、今後7年間の目標や取組を示す平塚市文化芸術振興計画（素案）がまとまりましたので、内容を公表し市民の意見を反映させるためパブリックコメント手続を実施するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見募集期間 令和3年6月4日（金）から令和3年7月5日（月）まで 2 周知方法 広報ひらつか、市ホームページ及び市公式LINE 3 素案の閲覧場所 市役所（文化・交流課、市政情報コーナー）、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター、美術館、博物館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館 4 意見の提出方法 直接文化・交流課へ持参、郵送、ファックス、電子メール、電子申請システム(e-kanagawa) 5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して回答・公表します。
--	---

(2) 令和2年度中心市街地活性化推進事業の進捗について

<p>概要</p>	<p>中心市街地の活性化に向けた地方創生の取組みとして、平成30年度から『まちづくりはひとづくりから』平塚駅周辺地区活性化事業」を実施しています。本事業は国の地方創生推進交付金を活用しており、この交付金制度要綱等において事業の進捗管理として議会及び外部機関の参画が位置付けられています。</p> <p>このため、5月の定例行政報告会において、令和2年度の取組みについて進捗状況を報告するものです。</p>
-----------	--

以 上